

令和2年3月31日

江田島市新型コロナウイルス対策本部長

江田島市主催イベント等の取扱いについて

令和2年3月28日付け「新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本的対処方針」(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部)及び令和2年3月29日には、広島県新型インフルエンザ等対策専門家委員会感染症専門員会議において、人が集まるイベント等については、原則、不要・不急のものは延期又は中止すべきであるとの見解が示されたことから、市主催イベント等の取扱いを次のとおりとします。

また、市以外の主催者団体においても参考にさせていただけるようお願いいたします。

1 市主催イベント等開催についての対応方針

今後1～2週間の行動が大きく影響することから、当面の間、原則として延期又は中止とする。

ただし、この時期に実施する必要がある、変更不可能な場合については、個別に可否を整理することとし、開催する場合には、次の「イベント等を実施する場合の必要な対策」を十分に講じ、3つの条件(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる。)が同時に重なる場を徹底的に回避する対策を講じるものとし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止する。

また、今後、1か月を目途に、広島県の感染者数及び本市感染者発生等の動向を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

2 イベント等を実施する場合の必要な対策

- (1) 発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請(事前告知)
- (2) 咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
- (3) アルコール消毒液を会場や会場内の複数箇所に設置し、確実に実施
- (4) 屋内イベントでの定期的な換気
- (5) 参加者等の相互接触の機会を減らす、対面での会話機会を減らすなどの内容の変更
など